

### 年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎76-2151 内線222、223

専業主婦(夫)のみなさんへ!

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(夫)の年金が改正されました。

会社員の夫退職時などに専業主婦期間からの切替手続(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続)が漏れていると、その期間は未納期間となりますが、届出により年金を受けるために必要な期間に算入できます。

年金の減額を防ぎましょう!

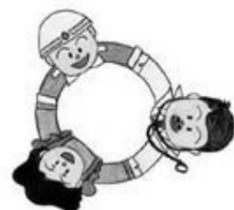
切替手続き漏れの可能性がある方や、過去の切替漏れにより未納期間がある方は今すぐお問い合わせを。

お問い合わせはこちらまで  
国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570-011-050  
北見年金事務所  
☎0157-25-9635

## 9月8日から14日まで 救急医療週間です

### 9月9日は救急の日

私たちは、いつどこで突然の『事故』や『急病』におそわれるか、予測できません。



救急隊が到着するまでそのままにしておくと、命の危険や重い後遺症に悩まされる場合もあります。特に心臓や呼吸が止まってしまった場合は時間との戦いになります。そばにいるあなたが応急手当を行い、救急隊、医師へとひきつづくことができれば、助かる命を救うことができます。

### 救命に必要な応急手当を覚えましょう!

津別消防署では、応急手当の講習会を随時実施しています。自治会、職場、サークル等の各種会合で応急手当を学んでみませんか。

- ・簡単な応急手当  
時間は相談に応じます(主にケガの手当など)
- ・普通救命講習  
3時間(心肺蘇生法、AEDの使用手順、止血等)



問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189



## 9月30日~10月4日 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

「子どもの人権110番」(子ども用)  
フリーダイヤル  
0120-007-110  
〔全国共通〕

実施期間 9月30日(月)~10月4日(金)  
時間 午前8時30分~午後7時  
相談担当者

主に子どもの人権にかかわる問題を専門に扱っている釧路人権擁護委員協議会の「子ども人権委員」が対応しますが、子どもの人権問題に適切に対応できる人権擁護委員及び釧路地方法務局人権擁護課の職員が対応する場合もあります。

実施機関 釧路地方法務局  
釧路人権擁護委員協議会  
問い合わせ先 釧路地方法務局人権擁護課  
☎0154-31-5014(人権擁護課直通)



## 東京つべつ会の会員を募集しています

東京つべつ会は、毎年の総会を東京で開催しています。この総会には、都内や近郊の千葉、埼玉、茨城などからも多くの会員が集まり、親睦を深めています。

現在、会員は370人ですが、より多くの方に参加していただきたく、新規会員を募集しています。兄弟、親戚、知人などで東京近郊に住まわれている方がいましたら、ご紹介ください。

<東京つべつ会総会>

日時 10月27日(日) 午後1時30分から  
場所 東京グリーンパレス(東京都千代田区2番町)  
内容 津別の農産物の試食、抽選会  
申込 会員の方には案内文書を送付します。  
問い合わせ先  
東京つべつ会事務局(役場産業振興課内)  
☎76-2151(内線259)

## 全国一斉「高齢者・障がい者の 人権あんしん相談」強化週間

高齢者・障がい者の人権あんしん電話相談  
ゼロゼロみんなのひやくとあばん  
☎0570-003-110

期間 9月9日(月)から9月15日(日)  
受付時間

9月9日から13日 午前8時30分~午後7時  
9月14日及び15日 午前10時~午後5時  
面接による相談については通常どおり

(月~金曜日の午前8時30分~午後5時15分)  
相談担当者 釧路人権擁護委員連合会所属の人権擁護委員及び釧路地方法務局職員  
主催 法務省及び全国人権擁護委員連合会  
問い合わせ先 釧路地方法務局人権擁護課  
☎0154-31-5014(直通)

## 図書室を臨時休室します

9月10日(火)~15日(日)  
蔵書点検のため図書室を臨時休室します。  
なお、9月9日と16日は月曜休室のため、17日(火)から通常通り開室となります。

問い合わせ先  
中央公民館図書室 ☎76-2713



## 8月30日から『特別警報』の発表を開始

気象庁は、これまでの大雨・津波・高潮などの「警報」に加え、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、特別な警戒を呼びかける「特別警報」を新たに発表します。

対象となる現象は、東日本大震災における非常に高い津波、居住地に大きな影響のある火山噴火、これまでに経験が無いような低気圧や台風による激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が発生した場合が該当になります。

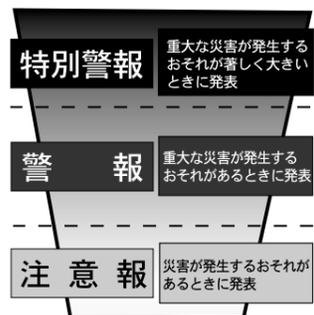
津波 火山噴火については、既にある大津波警報 噴火警報のうち、危険度が非常に高いものを特別警報として、従来の名称のまま発表します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は一生のうちにも何度も経験しないような非常に危険な状況です。屋外の状態や避難指示・勧告に留意し、直ちに命を守るために最善の行動をとってください。

また、従来の警報も重大な災害の起こるおそれがある場合に発表されています。大雨などの被害を防ぐには、時間をかけて発表される注意報・警報やその他の気象情報を活用し、

早期早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

「特別警報」イメージ



0152-434349  
網走地方気象台防災業務課  
問い合わせ先

~特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください~  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>